

社会福祉法人神愛会

車両による外出・送迎時等緊急対応マニュアル

まず「**予見回避義務**」を履行します

1. 搭乗者(利用者)の心身の状況の把握（移動が負担にならないか、体調の変化を誘発しないか）
2. 運的適格者による運転（体調不良時は運転を控える）
3. 運行前点検の励行（少なくともハンドルの遊び・ブレーキの利き具合はチェックすること）
4. 必要に応じて添乗者が同乗（できるだけ2人以上で）
5. 道路交通法等法令に基づく安全運転の励行（免許証の携帯・法定速度の遵守）

A. 搭乗者急変時の初期対応

1. 利用者が搭乗する場合、その心身の状況を考慮し、適正な搭乗態勢を確保すること
 - ① シートベルトを必ず着用する（後部座席も着用）
 - ② 車椅子固定器具を適切に使用する
 - ③ 添乗者は利用者席に乗車し見守る
 - ④ 連絡用携帯電話を携行する
2. 緊急性があると判断される場合の初動
 - ① 車両を速やかに安全な場所に停車する
 - ② 利用者の心身の状況を把握する（意識混濁・呼吸停止・大出血等があるか）
 - ③ 周囲に歩行者等があれば協力・応援を要請する（119番通報・愛の園への通報・交通整理等）
 - ④ 急変者に救急救命処置を施す（気道確保・心肺蘇生法の実施等）
 - ⑤ 救急車の出動を要請する（119番通報）
 - ⑥ 救急車への同乗は添乗者のみとし、運転者他は応援が来るまで待機する
 - ⑦ 他の同乗者の安全を確保する（原則として車外には出ない）
 - ⑧ 愛の園へ通報する（必ず応援を要請する）
3. 時間的余裕があると判断される場合の初動
 - ① 車両を速やかに安全な場所に停車する
 - ② 利用者の心身の状況を把握する（意識状態・呼吸状態・出血等の程度）
 - ③ 周囲に歩行者等があれば協力・応援を要請する（119番通報・愛の園への通報・交通整理等）
 - ④ 急変者の介護
 - ⑤ 他の同乗者の安全確保（原則として車外には出ない）
 - ⑥ 愛の園への通報（必要に応じて応援の要請）
 - ⑦ 医師・看護師の指示により、移動可能であれば最寄りの医療機関へ搬送、または愛の園へ帰園

B. 交通事故発生時の初期対応（加害・被害共に）

1. 人身事故の場合の初動（むやみに人身・物損の別を判断しないこと）

- ① 車両を速やかに安全な場所に停車する
- ② 事故の状況を確認する（負傷者の有無）
- ③ 周囲の歩行者等に協力・応援を要請する（119番通報・愛の園への通報・交通整理・道路上の危険物の除去等）
- ④ 負傷者の救急処置を行う（当方だけでなく相手方も）
- ⑤ 救急車の出動要請(119番通報)
一見外傷がなくても後遺障害が発生する場合もあるので、事故直後でも原則として搭乗者全員が受診すること
- ⑥ 安全確保ができたなら警察へ通報(110番通報)
- ⑦ 愛の園へ通報(必ず応援を要請する)
- ⑧ 相手がある場合は相手方の確認(氏名・住所・勤務先等)
- ⑨ 事故の経過をメモする
- ⑩ 保険会社へ連絡(愛の園から)

2. 軽微な物損事故の場合

- ① 車両を速やかに安全な場所に停車する
- ② 事故の状況を確認する（負傷者の有無）
- ③ 周囲の歩行者等に協力・応援を要請する（119番通報・愛の園への通報・交通整理・道路上の危険物の除去等）
- ④ 安全確保が出来たら警察へ通報(110番通報)
- ⑤ 愛の園へ通報(応援の要請)
- ⑥ 保険会社に連絡(愛の園から)
- ⑦ 相手がある場合は相手方の確認(氏名・住所・勤務先等)
- ⑧ 事故の経過をメモする
- ⑨ 上司の指示により帰園する

緊急時を脱した後は、家族への経過説明と謝罪を施設長の責任において行います。そのためにも正確な報告書を提出します。

緊急対応の原則は **救護・応援・通報** です。

何よりも優先して負傷者の救護を行い、また安全を確保すること。

一人(少数)で何とかしようとせず、必ず応援を得ること。

慌てずに正確で迅速な通報・連絡を行うこと。